１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（１２５６））
２．日　時：平成３０年９月１０日１０時３０分～１１時３０分
　　１３時２５分～１８時５０分
３．場　所：原子力規制庁　８階Ａ会議室
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、中川上席安全審査官、正岡主任安全審査官、秋本安全審査官

事業者：
日本原子力発電株式会社：東海第二発電所　品質保証室　室長　他１９名
東北電力株式会社：原子力品質保証室　課長　他６名
東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部　設備技術グループ　担当　他５名
中部電力株式会社：原子力部　設備設計グループ　主任　他４名
北陸電力株式会社：志賀原子力発電所　保修部　機械保修課　担当　他４名
中国電力株式会社：電源事業本部（原子力品質保証）　副長　他６名
電源開発株式会社：原子力技術部　設備技術室　担当　他５名

５．要旨
（１）日本原子力発電から、９月５日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち、設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書、要目表及び設定根拠に関する説明書（別添２）等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【電事法手続き関係】
○ 電事法の認可申請及び届出に当たっては、原子炉等規制法の認可申請・届出の区分と異なる場合もあることから、原子力発電工作物の保安に関する命令の別表第一を踏まえ整理するとともに、要目表について、電事法としての認可申請及び届出範囲が分かるよう申請等行うこと。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他
提出資料：
・東海第二発電所　新規制基準対応設備に関する電気事業法に基づく工事計画手続きの整理について
・東海第二発電所　工事計画に係る説明資料（適用基準及び適用規格）